

<様 式>

経済産業省経済産業政策局企業行動課 税制改正要望担当 殿

平成22年度税制改正に関する要望

要望者名 (企業・団体の場合は部署名及び担当者名も記入のこと。)	山梨自然エネルギー発電(株) 代表取締役 大友 哲
住所	〒407-0301 山梨県北杜市高根町清里 3545-3902
電話番号	0551-48-3822
FAX 番号	0551-48-3822
電子メールアドレス	satoruot@eps4.comlink.ne.jp
ヒアリング希望	有 ※ヒアリングについては時間の制約や、要望内容等を勘案した上で、経済産業省から御連絡した要望者について行います。ヒアリングを希望されるすべての個人・団体について必ずしもヒアリングを行うわけではありませんのでご了承下さい。 なおヒアリングは経済産業省の指定した時間に経済産業省内において公開で行われます。

<要望フォーマット>

税目	電源開発促進税
要望者名	山梨自然エネルギー発電株式会社
要望名	電源開発促進税を活用して自然エネルギーを推進して下さい。
要望内容	太陽光発電にかかわる新たな電力買取制度が創設されています。その対象外の発電設備に関する要望です。自然エネルギーによる買取制度はRPS法により行われていますが、買取価格はまだ安く事業として採算が合いません。したがってRPS法で売電する場合に電力会社の買取価格に上乗せする金額を電源開発促進税の税収から一定額を補てんすることを要望いたします。電力買取価格の補てんは、小規模水力、風力、バイオマスなどのすべての自然エネルギーだけでなく、高速増殖炉などの新しいタイプの原子力にも適用して下さい。
要望目的 期待される効果	電源開発促進税の税収は、発電設備の建設に利用されて来ましたが、それでは小規模な自然エネルギーの建設には不利になってきました。各電源間の公平性を担保するためには、電力買取価格に費用補てんする方が効果的であり、自然エネルギーの普及に効果的です。 また、自然エネルギーと新たな原子炉の開発といった異なる電源間の公平な競争も促すことができます。

税目	地方法人特別税(電気・ガス供給業の)
要望者名	山梨自然エネルギー発電株式会社
要望名	法人税ではなく、間接税として全ての発電所に公平に課税して下さい。
要望内容	現在の地方法人特別税は発電している企業に課税されています。しかし税の公平性という観点からすれば売電を行っている個人にも課税すべきです。したがって、間接税として売電収入に一律に課税するようにして下さい。 また、法人の場合には通常通り法人税を課税するようにして下さい。電気事業の赤字の繰り越しもできるようにして下さい。
要望目的 期待される効果	近年太陽光発電などの自然エネルギーの発電が普及して個人でも売電が出来るようになりました。そして、新たな買取制度の創設により利益が出るようになってきています。 企業が建設する原子力発電所などの大型の発電所だけでなく、それぞれの地域で、適した自然エネルギーの発電施設を普及させることにより地域の税収が増えることは地域の活性化につながります。そして地方が発展する可能性が出てきます。

注意:この要望フォーマットの記載内容は、必要に応じ公表される可能性がありますので予め御了承下さい。